

意見募集要領

**（仮称）東大和市いじめ防止対策推進条例の骨子に
対するパブリックコメントを実施します。**

市では、（仮称）東大和市いじめ防止対策推進条例の制定に向けて準備を進めています。このたび、条例の骨子等を取りまとめましたので、お知らせするとともに、みなさんから広く意見をいただくため、パブリックコメントを実施します。意見の提出方法等は次のとおりです。

1. 条例の名称

（仮称）東大和市いじめ防止対策推進条例。

2. （仮称）東大和市いじめ防止対策推進条例の基本的考え

市、教育委員会、学校、家庭、地域住民その他関係機関の連携の下、社会全体でいじめ問題を克服するため、いじめ防止対策推進法に基づいた基本的理念や体制等を定める条例を制定して、いじめの防止等の対策を一層推進していきます。

また、全国的には「いじめ認知件数」とともに「重大事態件数」も年々増加している状況にあります。そのため、市においても「重大事態」が起こり得るという危機意識のもと、「重大事態」を組織的に対応できるよう、体制整備の強化を図っていきます。

3. 条例の概要

- （1）条例の目的
- （2）いじめ防止等の対策の基本理念
- （3）いじめの禁止
- （4）市の責務
- （5）教育委員会の責務
- （6）学校及び学校の教職員の責務
- （7）保護者の責務
- （8）東大和市いじめ防止対策推進基本方針
- （9）東大和市いじめ問題対策連絡協議会
- （10）東大和市教育委員会いじめ問題対策委員会
- （11）東大和市いじめ問題調査委員会

4. 条例骨子等の閲覧方法

- (1) 市公式ホームページ
- (2) 文書閲覧 学校教育部教育指導課（東大和市役所 5 階 3 番窓口）

5. パブリックコメントについて

(1) 意見を提出できる方

- ① 市内在住の個人
- ② 市内に事業所等を有する個人
- ③ 市内に事業所等を有する法人等
- ④ 市内在勤の個人
- ⑤ 市内在学の個人
- ⑥ 当該条例に利害関係があると認められる個人
- ⑦ 当該条例に利害関係があると認められる法人等

(2) 意見の提出期間

令和元年 8 月 1 日（木）から令和元年 9 月 2 日（月）まで（消印有効）

(3) 意見の提出先、方法及び提出様式等

① 提出先

学校教育部 教育指導課

② 提出方法

次のいずれかの方法により、提出してください。

- 書面の持参 学校教育部教育指導課（東大和市役所 5 階 3 番窓口）
- 郵送 〒207-8585 東大和市中心 3-930
東大和市学校教育部教育指導課宛て
- FAX 042-563-5933
- 電子メール shidoh@city.higashiyamato.lg.jp

③ 提出様式等

様式自由（別紙「意見書参考様式」を適宜利用してください。）

なお、提出にあたっては、次の区分により提出者に係る必要事項を明記してください。

| 提出者区分 | 必要事項 |
|----------------|------------------------|
| 市内在住の個人 | 住所及び氏名 |
| 市内に事業所等を有する個人 | 事業所の名称、所在地及び氏名 |
| 市内に事業所等を有する法人等 | 事業所等の名称、所在地、団体名及び代表者氏名 |

| | |
|-----------------------|-------------------------------------|
| 市内在勤の個人 | 勤務する事業所等の名称、所在地及び氏名 |
| 市内在学の個人 | 在学する学校の名称、所在地及び氏名 |
| 当該条例に利害関係があると認められる個人 | 利害関係を有することが明らかにできる事項、住所及び氏名 |
| 当該条例に利害関係があると認められる法人等 | 利害関係を有することが明らかにできる事項、所在地、団体名及び代表者氏名 |

(4) 提出された意見等を公表する時期

受け付けた意見の概要や意見に対する市の考え方は、令和元年12月下旬を目途に市公式ホームページで公表する予定です。(住所、氏名等の個人情報除きます。)

(5) 注意事項

- ① 次の意見は受付できません。
 - 提出期間終了後に提出された意見
 - 電話及び窓口での口頭による意見
 - 提出者に係る必要事項(5(3)③参照)の記載のない意見
- ② 受け付けた意見に対する個別の回答は行いません。